

第6次岡山県廃棄物処理計画策定支援業務仕様書

1 業務の目的

廃棄物に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2第1項で規定する国の基本方針に即し、同法第5条の5の規定に基づき、「第6次岡山県廃棄物処理計画（以下、「第6次計画」という。）」を策定することを目的とする。なお、第6次計画は、岡山県長期ごみ処理広域化・集約化計画及び食品ロスの削減の推進に関する法律第12条で規定する食品ロス削減推進計画を包含するものとする。

2 業務の概要

本業務は、県が提示する「産業廃棄物実態調査」及び「岡山県長期ごみ処理広域化・集約化計画策定支援事業」の成果物、並びにその他関連資料を基礎として、受託者の有する専門的知見を活用し、第6次計画に盛り込むべき具体的な施策等について検討・提案を行うものである。検討・提案を行うに当たっては、令和5年6月に示された基本方針における「廃棄物分野における脱炭素化の推進」、「循環経済への移行に向けた取組の推進」、「廃棄物処理施設整備の広域化・集約化」、「デジタル技術の活用等による動静脈連携」などの方向性、並びに令和7年2月に示された国の基本方針における目標値等を踏まえるとともに、国・県・市町村が策定する他の計画等を十分に考慮するものとする。なお、第6次計画の構成は下表のとおりであるが、業務の過程において必要に応じ、構成等についても追加の検討・提案を行うものとする。

○表中の字句の定義は次のとおり

「資料提示」：第5次廃棄物処理計画の内容を踏襲し、県が資料を提示する。

「（追加）検討・提案」：県が提示した資料の内容を基に追加で検討・提案を行う。

「検討・提案」：専門的知見を活用し、検討・提案を行う。

「整理・照査」：県が提示した資料の整理及び照査を行う。

表 第6次計画の構成等

項 目	県の役割	受託者の役割
第1章 計画策定の趣旨等		
第1節 計画策定の趣旨	資料提示	（追加）検討・提案
第2節 計画の位置づけ	資料提示	（追加）検討・提案
第3節 計画の期間	資料提示	—
第2章 廃棄物対策の基本理念及び基本方針		
第1節 計画の基本理念	資料提示	（追加）検討・提案
第2節 基本方針	資料提示	（追加）検討・提案
第3節 基本施策の方向性		
1. 持続可能な開発目標（SDGs）について	—	検討・提案
2. 6つの基本方針に関する施策の方向性及びSDGsとの関連性	資料提示	（追加）検討・提案
第3章 一般廃棄物		
第1節 一般廃棄物の現状と課題		
1. ごみ処理の現状と課題	資料提示	整理・照査
2. 第5次計画の目標の達成状況	資料提示	整理・照査
3. し尿処理の現状と課題	資料提示	整理・照査

第2節 一般廃棄物の将来予測と目標		
1. ごみ総排出量の将来予測	資料提示	整理・照査
2. ごみ処理量の将来予測	—	検討・提案
3. 一般廃棄物の減量化の目標	—	検討・提案
第3節 目標達成等に向けての取組		
1. 排出者の責務の徹底・強化	—	検討・提案
2. 排出抑制と循環的利用の推進	—	検討・提案
3. 適正処理の推進	—	検討・提案
4. 廃棄物処理施設の計画的な整備の促進	—	検討・提案
5. 廃棄物情報の共有化と相互理解	—	検討・提案
6. 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理等への備え	—	検討・提案
第4節 ごみ処理広域化及びごみ処理施設の集約化計画		
1. 「岡山県長期ごみ処理広域化・集約化計画」策定の経過と趣旨	資料提示	整理・照査
2. 基本方針	資料提示	整理・照査
3. ブロックごとの廃棄物処理体制	資料提示	整理・照査
4. 各ブロックにおける人口及びごみ排出量等	資料提示	整理・照査
5. 今後のブロック割の設定	資料提示	整理・照査
第4章 産業廃棄物		
第1節 産業廃棄物の現状と課題		
1. 排出量の現状と課題	資料提示	整理・照査
2. 処理量の現状	資料提示	整理・照査
3. 広域移動の現状	資料提示	整理・照査
4. 産業廃棄物処理施設等の状況	資料提示	整理・照査
5. 監視指導等の状況	資料提示	整理・照査
6. 第5次計画の目標の達成状況	資料提示	整理・照査
7. 産業廃棄物処理に関する課題	資料提示	(追加) 検討・提案
第2節 産業廃棄物の将来予測と目標		
1. 排出量の将来予測	資料提示	整理・照査
2. 処理の将来予測	資料提示	整理・照査
3. 産業廃棄物の再生利用等の目標	—	検討・提案
第3節 目標達成等に向けての取組		
1. 排出者の責務の徹底・強化	—	検討・提案
2. 排出抑制と循環的利用の推進	—	検討・提案
3. 適正処理の推進	—	検討・提案
4. 廃棄物処理施設の計画的な整備の促進	—	検討・提案
5. 廃棄物情報の共有化と相互理解	—	検討・提案
第5章 食品ロス		
第1節 食品ロスの現状と課題		
1. 我が国の食品ロスの現状	—	検討・提案
2. 岡山県の食品ロスの現状	資料提示	(追加) 検討・提案
3. 岡山県の食品ロスに関する課題	—	検討・提案
第2節 食品ロスの将来予測と目標		

1. 食品ロス削減推進法基本方針における削減目標	—	検討・提案
2. 県の将来予測と削減目標	—	検討・提案
第3節 目標達成等に向けての取組		
1. 岡山県の施策	—	検討・提案
第6章 廃棄物処理計画の推進		
第1節 関係者の役割		
1. 県民の役割	資料提示	(追加) 検討・提案
2. 事業者の役割	資料提示	(追加) 検討・提案
3. 処理業者の役割	資料提示	(追加) 検討・提案
4. 市町村の役割	資料提示	(追加) 検討・提案
5. 県の役割	資料提示	(追加) 検討・提案
第2節 計画の進行管理		
資料編		
1 用語集（廃棄物処理に係る用語、制度、施設等の紹介）	資料提示	整理・照査
2 その他参考資料	資料提示	整理・照査
表Ⅰ 廃棄物の種類	資料提示	整理・照査
表Ⅱ ごみ処理状況	資料提示	整理・照査
表Ⅲ 一般廃棄物処理施設	資料提示	整理・照査
表Ⅳ 産業廃棄物処理状況	資料提示	整理・照査

3 業務の内容

(1) 第6次計画の策定業務

ア 課題の体系的整理・基礎調査の実施

第6次計画の策定に当たっては、専門的知見から本質的な課題を体系的に整理するとともに、計画の重点項目である以下の特定の項目について基礎調査を実施し、これらを目録設定及び施策立案において参考とすること。

・食品ロスに関する調査

市町村における食品ロスの発生・処理状況や取組状況を把握するためのアンケート調査を実施するとともに、全国の先進的な施策について、公表されているデータを基に取りまとめる。

・循環経済（サーキュラーエコノミー）に関する調査

県内外の先進的な自治体（30自治体程度）を対象に、リユース、リペア、シェアリング等の循環経済への移行に資する施策及びその効果について、公開情報やヒアリング等により調査し、本県への適用可能性を検討する。

イ 計画の目標設定

県の意向や第5次廃棄物処理計画との整合性も考慮し、計画全体の目標（一般廃棄物、産業廃棄物、食品ロス、海ごみ毎の令和8年～12年までの5年間）を作成する。また、目標達成による温室効果ガス排出量の削減効果等の副次的な効果を定量的に示すものとする。

ウ 施策の提案

上記アの課題整理及びイの目標設定に基づき、岡山県の特性を踏まえた、目標達成に資する実現可能な具体的施策を検討する。これらの施策について、サーキュラーエコノミーの視点を重視して体系的に整理し、提案すること。

エ 計画の副題の提案

第6次計画の理念や目標を象徴し、県民や事業者が計画内容を直感的に理解できるような副題（キャッチコピー）を、社会情勢や計画全体との関連性を考慮し、提案すること。

(2) 計画策定過程における支援

ア 県からの照会に対する対応

環境審議会等やパブリックコメントについての対応は原則として、県が行う。受託者は特に受託者担当部分（目標、施策等）に関する照会があった場合で県から照会があった場合は見解を示すなど支援を行う。

（環境審議会資料について、受託者は、別途受託後協議を行う業務スケジュールに従い、必要な資料の提供を行うが、審議会等の資料作成、議事録作成などの対応や出席は求めない。）

イ 計画の策定

県が提供する審議会の議事録やパブリックコメントの対応状況などを考慮し、計画が全体として整合性を持てるよう計画の策定を行う。

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 作業計画

受託者は、契約後速やかに、次に掲げる事項を明らかにした作業計画を県に提出し、承諾を得なければならない。

(1) 作業分担及び責任者、氏名・経歴

(2) 作業工程、作業計画

(3) その他必要な事項

6 成果品（岡山県廃棄物処理計画）

電子データ（word形式及びPDF形式）並びに電子媒体（CD-R/RW等）で以下のものを納品すること。

・本編（A4版）、概要版（A4版 12ページ程度）

7 その他

(1) 本業務の再委託を禁止する。ただし、本業務の主要でない部分で、かつ、あらかじめ書面による県の承諾を得た場合を除く。

(2) 成果物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、委託料の支払の完了をもって岡山県に帰属すること。

(3) 本業務から知り得た内容を第三者に漏洩してはならない。

(4) 資料の収集は、本県が提供するものを除き、原則として受託者の責任において行う。

(5) 業務を遂行するに当たって、不明又は不審な点が生じた場合には、直ちに県に協議するものとする。

(6) 業務実施に当たっては、役割分担・責任体制等を明確にするとともに、岡山県と業務受託者は相互に連絡を密にすること。また、計画策定に当たり「岡山県長期ごみ処理広域化・集約化計画策定支援事業」の受託者と必要な連絡調整を行い、業務を実施すること。

(7) 計画の内容は、「第4次晴れの国おかやま生き生きプラン」、「岡山県環境基本

計画（エコビジョン2040）」等及び国の「循環型社会形成推進基本計画」等関係する諸計画と整合させること。

(8) 施策等の提示、関係資料の作成に当たっては、県と事前に協議すること。

(9) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに県が必要と認める訂正、その他必要な措置を受託者の負担によって行うものとする。

(10) 本仕様書に定めがない事項又は本仕様書について疑義が生じた場合は、別途県と協議するものとする。